

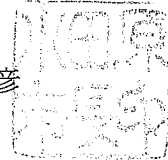


地政第 911 号

令和 5 年 (2023 年) 7 月 27 日

小田原市市民活動推進委員会委員長 様

小田原市長 守屋輝彦



明日の小田原を創出する協働促進施策について (諮問)

小田原市市民活動推進条例(平成 15 年小田原市条例第 1 号)第 13 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 明日の小田原を創出する協働促進施策について
- 2 諮問理由 本市では、第 6 次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」に掲げる将来都市像「世界が憧れるまち“小田原”」を目指し、我が国でも特筆すべきレベルに成長した市民力を生かしたまちづくりに取り組んでおり、市民活動団体の力を地域の課題解決にいっそう生かしていきたいと考えております。

そのためには、第 10 期市民活動推進委員会答申において求められたように、改定した協働ガイドラインや拡充した市民活動支援制度を最大限に活用することで協働を促進し、市民活動をさらに活性化させていく必要があります。

また、中間支援組織であるおだわら市民交流センター UMECO は、多様な主体が交流する場を設定し、各主体間のコーディネートを行うなど、協働の促進において非常に重要な役割を担っています。

そこで、より多くの市民活動団体が、地域課題の解決に寄与する自立した組織としてその活動を発展させられるよう、市やおだわら市民交流センター UMECO において取り組む事業の充実など、多様な主体が手を取り合い、明日の小田原を創出することにつながる協働促進施策について、意見を求めるものです。

(地域政策課市民活動推進係)